

登録商標「LV等図形」商標権侵害損害賠償請求事件：東京地裁平成29(ワ)5423・平成30年3月26日（民29部）判決〈請求認容〉

【キーワード】

被告の非商標的使用（商標法26条1項6号）、被告の不正競争行為（不競法2条1項1号・2号）、不正競争行為の故意・過失、被告の得た利益額（法5条2項）、無形損害額

【主 文】

- 1 被告は、原告に対し、173万1490円及びこれに対する平成29年3月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを4分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

【事案の概要】

1 事案の要旨

本件は、別紙原告標章目録記載の標章（以下「原告標章」という。）を登録商標とする別紙原告商標権目録1及び2記載の商標権（以下「原告商標権1」などといい、併せて「原告各商標権」という。また、その登録商標を「原告商標1」などといい、併せて「原告各商標」という。）を有する原告が、被告が別紙被告商品目録記載1ないし8（以下「被告商品1」などといい、併せて「被告各商品」という。）を販売のために展示し、又は販売した行為（以下「販売等」という。）が、原告各商標権（被告商品1, 2, 5ないし8につき原告商標権2, 被告商品3及び4につき原告商標権1）を侵害し又は侵害するものとみなされる（商標法25条, 37条1号）旨主張するとともに、原告の商品等表示として周知又は著名な商品等表示と同一又は類似の商品等表示を使用した商品を譲渡又は譲渡のために展示したものであって不正競争防止法2条1項1号又は2号の不正競争に該当する旨主張して、被告に対し、民法709条又は不正競争防止法4条に基づき、選択的に、損害賠償として、108万1490円（商標法38条2項又は不正競争防止法5条2項により算定される損害額）、108万1490円（信用毀損等による無形損害額）及び21万6298円（弁護士費用）の合計237万9278円及びこれに対する不法行為後の日である平成29年3月1日（訴状送達日の翌日）から支払済みまでの民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

2 前提事実（当事者間に争いがない事実並びに後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実。なお、特記しない限り枝番の記載は省略する。）

(1) 当事者

原告（ルイ ヴィトン マルチェ）は、かばん類、袋物、靴、被服、アクセサリ一類等の製造・販売等を業とする、フランス国内において設立された法人（フラン

ス法人)である。

被告Aは、「JUNKMANIA」の屋号で、ウェブページ及び店舗で衣服及び靴等の販売をしている個人である。

(2) 原告各商標権

原告は、平成5年9月6日以降、原告各商標権を保有している(甲1, 2)。

(3) 被告の行為

被告は、平成25年3月から平成27年9月までの間、被告各商品を、被告の運営する「JUNKMANIA」のウェブサイトにおいて、販売のために展示し、かつ販売するとともに、instagram及びtumblrのウェブサイトにおいて、販売のために展示した。被告各商品には、原告標章の一部が付されている(被告各商品に付された原告標章の一部を、被告各商品の番号に対応して「被告標章1」などといい、併せて「被告各標章」という。)

被告による被告各商品の販売個数、売上げ、利益等は、別紙「被告各商品の販売数量等」記載のとおりである。

なお、被告商品1, 2, 5ないし8は、原告商標権2に係る指定商品と同一であるか、少なくとも類似し、被告商品3及び4は、原告商標権1に係る指定商品と同一である。

3 争点

(1) 被告の行為が原告各商標権を侵害するか(争点1)

ア 原告各商標と被告各標章とは同一又は類似か(争点1-1)

イ 被告各標章の使用は非商標的使用(商標法26条1項6号)に当たるか(争点1-2)

ウ 被告の行為に実質的違法性があるか(争点1-3)

(2) 被告の行為が不正競争(不正競争防止法2条1項1号又は2号)に該当するか(争点2)

ア原告標章は、原告の商品等表示として周知又は著名か(争点2-1)

イ 被告は、被告各標章を商品等表示として使用した商品を販売等したか(争点2-2)

ウ 原告標章と被告各標章は同一又は類似か(争点2-3)

エ 原告標章が周知であるが著名ではない場合、混同のおそれがあるか(争点2-4)

(3) 原告の損害額(争点3)

【判断】

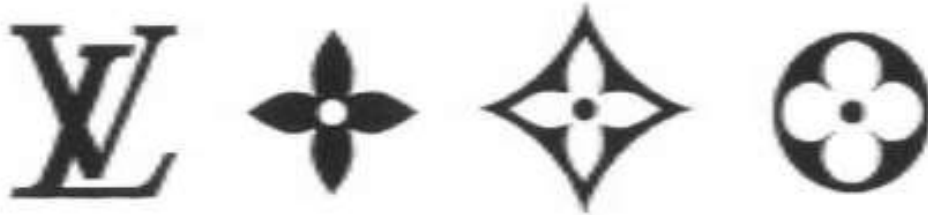
1 認定事実

前記前提事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告標章について

ア 原告標章は、別紙原告標章目録記載のとおりであるが、①アルファベット大文

字の「L」と「V」とを組み合わせてモノグラムとして表現した記号（以下「原告記号a」という。）、②中心に小さな白丸を有し、比較的先端の鋭利な4枚の花弁からなる黒塗りの花状の図形とも見える星形の記号（以下「原告記号b」という。）、③黒塗りの略菱形図形内に上記原告記号bを白抜きした図形を配した記号（以下「原告記号c」という。）及び④黒塗りの円図形内に、中心に小さな黒丸を配し、丸みを帯びた4枚の花弁からなる白抜きの花状の図形を配した記号（以下「原告記号d」という。）により構成され、これらが規則的に配置された標章である。



原告記号 a

原告記号 b

原告記号 c

原告記号 d

これらの各記号は、①原告記号cと原告記号dとを交互に横一列に配し、②その一段下の、原告記号cと原告記号dとの中間となる位置に原告記号bを横一列に配し、③その一段下の、上記①の原告記号dの真下の位置に原告記号cを、上記①の原告記号cの真下の位置に原告記号aを交互に横一列に配し、④その一段下の、上記②の原告記号bの真下の位置に原告記号bを横一列に配してなるところ、原告標章は、それ以降は上記①ないし④を連続して繰り返す構成（以下「原告モノグラム表示」という。）のうち、原告記号aを中心として、右上、右下、左上、左下に位置する直近の原告記号dまでの範囲を切り取った記号の集合体である。

イ 原告標章は、商品に応じて原告モノグラム表示の一部を切り取って商品に付されて使用されるという特徴を有している（甲16の1, 2）。そして、「LOUIS VUITTON」との文字商標と一緒に付された商品もあるが（乙10の1, 2）、そうでない商品も存在する（甲36）。

ウ 原告商品のなかには、原告が画家・彫刻家であるBと共同し、原告記号aないしdをカラーにした上で、その一部に他の記号を用いた商品も販売されている（甲17, 18）。また、原告は、ストリート・ファッションブランドとして著名な「Supreme」ブランドと共同して商品展開したこともある（甲19ないし21）。

エ 原告は、バッグ類、袋物及び被服等で知られる世界的に著名な高級ブランドを擁するフランス法人であり、フランスでの同ブランドに係る事業の創業は、1854年にさかのぼるところ、原告標章は、1896年に考案・発表され、現在まで原告商品に使用されて世界的に広く知られるに至っている。原告標章を使用した商品の日本での販売実績は、平成26年から平成28年の3年間の平均で毎年●（省略）●円を超えている。また、原告が雑誌・新聞等に原告標章の広告宣伝の掲載を依頼した際の広告宣伝費用は、平成24年から平成28年10月までで

合計●（省略）●円が支出されており，多数のファッション誌や全国紙等に広告が掲載された。雑誌発行者側からの依頼により原告標章に関する特集・紹介記事が掲載される場合の掲載状況は，平成28年から平成29年に限っても，すくなくともファッション誌及び週刊誌合計36媒体に掲載されている。テレビコマーシャルによる広告宣伝費用は，●（省略）●円が支出されており，平成24年には約1か月間で60秒のコマーシャルが104本，平成25年には約2週間で90秒のコマーシャルが19本放映された。（以上につき，甲5，24ないし32，35。なお，被告は，甲35の数値の正確性について疑問を呈するが，その数値には根拠が示されており，これに疑義を差し挟むべき事情は存しない。）

(2) 被告各標章について

ア 被告各標章は，被告標章8を除き，原告標章を構成する原告記号aないしdと同一の記号（以下，原告記号に対応させて「被告記号a」などという。）により構成され，その配置も原告標章と同一である（ただし，その一部のみである。）。被告標章8は，被告記号dの一部についてそれに代わり，その左上にまつ毛を想起させる3本のラインが配置された輪郭の円の中に，瞳を想起させるように色の異なる円を何重にも重ねて配置された記号（以下「被告記号e」という。）が用いられ，被告記号aないしdをカラーにした記号が原告標章と同一の配置とされている（ただし，その一部のみである。）。



被告記号 a



被告記号 b



被告記号 c



被告記号 d



被告記号 e

イ 被告各標章は，被告各商品に応じて被告各標章の一部を切り取って商品に付されて使用されている。

(3) 原告商品の取引態様

ア 原告商品は，フランス国内で製造された商品を原告の日本における子会社が直輸入し，これを子会社の直営店及び限定された店舗において一般消費者に対して販売されているほか，インターネットのウェブサイトにおいても販売されている（甲16の1，2）。

イ 原告は、創業当初から偽造品対策に取り組んできており、商品の品質とブランドイメージを管理する目的から、他者に対しては商品の卸売販売を行っておらず、日本においては、並行輸入業者を除き、子会社のみが原告商品を販売している。原告の子会社は、原告の知的財産権の保護・管理事業を行うほか、知的財産に関するセミナーやシンポジウムを開催したり、特集記事やテレビ報道等の活動を行っている。原告の知的財産権の侵害に対しては、インターネット市場における侵害行為の監視、これに対する警告や損害賠償請求、警察の捜査への協力、税関当局との連絡等を行っている。（甲33ないし35）

(4) 被告各商品の取引態様

ア 被告各商品は、「JUNKMANIA ジャンクマニア」とのショップ名で、「JUNKMANIA」との表示がされたウェブサイトにおいて他の商品とともに一般消費者に対して販売されていた。

被告商品1は、商品説明には、「LOUIS VUITTON REMAKE DENIM CAP/BLUEが入荷しました。VINTAGEのLOUIS VUITTON MONOGRAM生地をバイザー、アジャスター部分に落とし込んだLUXURYな一品です。」とあり、価格が1万3800円、被告商品2は、商品説明には、「LOUIS VUITTON REMAKE DENIM CAP/BLACKが入荷しました。VINTAGEのLOUIS VUITTON MONOGRAM生地をバイザー、アジャスター部分に落とし込んだLUXURYな一品です。」とあり、価格が1万3800円、被告商品3は、商品説明には、「VANS ERA LOUIS VUITTON CUSTOM BLACK/WHITEが入荷しました。VINTAGEのLOUIS VUITTONを使用し、CUSTOMしたVANS ERAです。」とあり、価格は3万8000円、被告商品4は、商品説明には、「VANS ERA LOUIS VUITTON CUSTOM BLACK/BLACKが入荷しました。VINTAGEのLOUIS VUITTONを使用し、CUSTOMしたVANS ERAです。」とあり、価格は3万8000円、被告商品5は、商品説明には、「LOUIS VUITTON MONOGRAM REMAKE DENIM CAPが入荷しました。LOUIS VUITTONのMONOGRAM生地をバイザー、アジャスター部分に落とし込んだLUXURYな一品です。」とあり、価格は1万3800円との記載がある（甲6）。なお、被告商品3及び4につき、「VANS」とは、スニーカーのメーカーであるVANS社を意味し、「ERA」とは商品名であるところ、「ERA VANS」ブランドの靴は約2000円から約1万円程度の価格帯で販売されている（乙2、甲22）。他方、原告商品であるスニーカーは、8万6400円で販売されているもの（甲16の1）、9万5040円で販売されているもの（乙10の1）、7万8840円で販売されているもの（乙10の2）がある。

イ また、被告は、Instagramにおいて、被告商品1、2、5ないし8を販売のために展示し、Tumblrにおいて、被告商品6ないし8を販売のため

に展示した（甲 7， 8， 9）。

2 争点 2（被告の行為が不正競争[不正競争防止法 2 条 1 項 1 号又は 2 号]に該当するか）について

事案に鑑み、争点 2 について判断する。

(1) 争点 2-1（原告標章は、原告の商品等表示として周知又は著名か）について

前記認定のとおり、原告はバッグ類、袋物及び被服等で知られる世界的に著名な高級ブランドを擁するフランス法人であるところ、原告標章は、1896 年から現在まで原告商品に使用されて世界的に広く知られるに至っていること、原告標章を使用した商品の日本での販売実績は、平成 26 年から平成 28 年の 3 年間の平均で毎年●（省略）●円を超えていること、原告は、自ら又は日本における子会社を通じ、多額の広告宣伝費用を支出して、多数のファッション誌や全国紙等に原告標章の広告宣伝の掲載を依頼していること、雑誌発行者側からの依頼により原告標章に関する特集・紹介記事が掲載される場合の掲載状況も多数に上ること、テレビコマーシャルによる広告宣伝費用にも多額の費用が支出されており、多数のコマーシャルが放映されていることが認められるから、被告各商品が販売等された平成 25 年 3 月の時点において、原告標章が著名であったことは明らかである。

(2) 争点 2-2（被告は、被告各標章を商品等表示として使用した商品を販売等したか）について

被告は、被告は被告各商品に原告標章の一部を使用したが、それは飽くまでデザインとしての使用であり、原告標章と同一又は類似のものを商品等表示として使用した商品を販売等していない旨主張するので検討する。

不正競争防止法 2 条 1 項 2 号の趣旨は、著名な商品等表示について、その顧客吸引力を利用するただ乗りを防止するとともに、その出所表示機能及び品質表示機能が稀釈化により害されることを防止するところにあると解されるから、同号の不正競争行為というためには、単に他人の著名な商品等表示と同一又は類似の表示を商品に付しているというだけでは足りず、それが商品の出所を表示し、自他商品を識別する機能を果たす態様で用いられていることを要するというべきである。

これを本件についてみるに、前記認定のとおり、原告はバッグ類、袋物及び被服等で知られる世界的に著名な高級ブランドを擁するフランス法人であるところ、原告標章は、1896 年から現在まで原告商品に使用されて世界的に広く知られる標章であり、原告商品にのみ付され、大規模かつ継続的な宣伝広告により、著名性を有するものであることからすれば、高い出所識別機能を有する商品等表示として使用されているものである。そして、その使用態様は、商品に応じて原告モノグラム表示の一部を切り取って商品に付されて使用されるという特徴を有しており、必ずしも「LOUIS VUITTON」との文字商標を必要とはしていない。

被告標章 1 ないし 7 は、原告標章を構成する原告記号 a ないし d と同一の記号により構成され、その配置も原告標章と同一なもの的一部分であり、被告標章 8 は、被告記号 e や、被告記号 a ないし d をカラーにした点が異なるが、それらの記号が

原告標章と同一の配置とされたものの一部分であり，被告各商品に応じて被告各標章の一部を切り取って商品に付されて使用されている。

このような被告各標章の使用態様からすると，被告各標章は出所識別機能を有する態様で用いられているものと認められ，デザインとしての使用であり商品等表示として使用ではない旨の被告の主張は採用できない。

(3) 争点 2 - 3 (原告標章と被告各標章は同一又は類似か)

不正競争防止法 2 条 1 項 2 号の「類似」に該当するか否かは，取引の実情の下において，需要者又は取引者が，両者の外観，称呼又は観念に基づく印象，記憶，連想等から両者を全体的に類似のものと受け取るおそれがあるか否かを基準に判断すべきである。

前記認定のとおり，原告標章と被告各標章は数種類の記号の集合体であり，特段の称呼及び観念は生じないから，それらの外観について検討する。そして，被告標章 1 ないし 7 は，原告標章を構成する原告記号 a ないし d と同一の記号により構成され，その配置も原告標章と同一なもの的一部分であり，被告標章 8 は，被告記号 e や，被告記号 a ないし d をカラーにした点異なるが，それらの記号が原告標章と同一の配置とされたものの一部分であり，原告標章と同様に，被告各商品に応じて被告各標章の一部を切り取って商品に付されて使用されている。そうすると，原告標章と被告各標章とは，一般の需要者が外観に基づく印象として，全体的に両者を類似のものと受け取るおそれがあると認められる。

これに対し，被告は，取引の実情として，被告各商品が「JUNKMANIA」とのウェブページにおいて，「REMAKE」や「CUSTOM」との表示とともに販売されており，いかなる取引者・需要者も被告各商品の出所が原告であると誤認混同するおそれはない旨主張するが，不正競争防止法 2 条 1 項 1 号の不正競争行為においては，混同が発生する可能性があるのか否かが重視されるべきであるのに対し，同項 2 号の不正競争行為にあっては，著名な商品等表示とそれを有する著名な事業主との一対一の対応関係を崩し，稀釈化を引き起こすような程度に類似しているような表示か否か，すなわち，容易に著名な商品等表示を想起させるほど類似しているような表示か否かを検討すべきものであるから，被告指摘の事情は類似性の判断に影響を与えるものではなく，失当である。

(4) 小括

以上のとおりであるから，被告の行為は，不正競争防止法 2 条 1 項 2 号の不正競争行為に該当し，前記認定のとおり被告各商品の販売態様からすると，被告が不正競争行為を行うにつき，故意又は少なくとも過失があったと認められる。そうすると，被告は原告に対し，不正競争行為に基づく損害賠償責任を負うというべきである。

3 争点 3 (原告の損害額) について

(1) 不正競争防止法 5 条 2 項の適用により算定される損害額について

原告は，不正競争防止法 5 条 2 項により，被告各商品の販売により被告が得た利益額である 108 万 1490 円の損害を受けたと推定される旨主張するのに対し，

被告は、同項の適用はない旨主張するので検討する。

不正競争防止法5条2項は、不正競争によって営業上の利益を侵害された者が故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対し、その侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、その営業上の利益を侵害された者が受けた損害の額を推定すると規定しているところ、不正競争によって営業上の利益を侵害された者に、侵害者による営業上の利益の侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情が存在する場合には、同項の適用が認められると解される（知的財産高等裁判所平成24年（ネ）第10015号・平成25年2月1日判決参照）。

これを本件についてみるに、前記認定のとおり、原告標章と被告各標章とが類似していることに加え、原告商品は一般消費者に対して店舗での販売以外にもインターネットのウェブサイトにおいても販売されているところ、被告各商品も一般消費者に対してインターネットのウェブサイトにおいて販売されていること、被告各商品の価格は、原告商品よりは安価であるものの相応に高価格であり、その需要者層には一定の重なり合いがあると推認されることに照らすと、原告には、被告による侵害行為がなかったならば、利益を得られたであろうという事情が認められるから、原告の損害額の算定につき、不正競争防止法5条2項の適用が認められるというべきである。

そして、証拠（甲9、10）及び弁論の全趣旨によれば、被告は、平成25年3月から平成27年9月までの間、別紙「被告各商品の販売数量等」記載のとおり、被告各商品の販売により、少なくとも108万1490円の利益を得たと認められるから、不正競争防止法5条2項の適用により、原告が受けた損害額は上記同額である108万1490円であると推定され、これを覆すに足りる主張立証はない。

したがって、不正競争防止法5条2項の適用により算定される損害額は、108万1490円であると認められる。

(2) 無形損害の額について

原告は、需要者の原告商品又は原告標章に対する信用や価値が毀損されて無形の損害を受け、その額は少なくとも上記(1)の損害額である108万1490円を下らないと主張する。

そこで検討するに、前記認定のとおり、原告はバッグ類、袋物及び被服等で知られる世界的に著名な高級ブランドを擁するフランス法人であり、原告標章も世界的に広く知られるに至っていること、原告標章を使用した商品の日本での販売実績が多額に上っていること、原告は、多額の広告宣伝費用を支出して、多数のファッション誌や全国紙、テレビコマーシャル等に原告標章の広告宣伝の掲載を依頼していることなどから、原告標章は被告各商品が販売等された平成25年3月の時点において著名であるばかりか、原告は、創業当初から偽造品対策に取り組んできており、商品の品質とブランドイメージを管理する目的から、限定された販売方法をとっていること、原告の子会社は、原告の知的財産権の保護・管理事業を行うほか、

知的財産に関するセミナーやシンポジウムを開催したり、特集記事やテレビ報道等の活動を行い、原告の知的財産権の侵害に対しては、インターネット市場における侵害行為の監視、これに対する警告や損害賠償請求、警察の捜査への協力、税関当局との連絡等の多大な努力を払っている。これらに加えて、被告各商品は、原告商品と同様に一般消費者に対してインターネットのウェブサイトにおいて販売されているところ、被告各商品の価格は、原告商品よりは安価であるものの相応に高価格であるが、被告商品4について見るに、原告商品と比較して、縫い目の美しさの違いや生地とソール部分の隙間の有無等の点において、粗雑な品質であることが認められるところであり（甲35）、その品質において相違が存在するものと推認される。

そうすると、被告による不正競争行為は、原告が長年の企業努力により獲得した原告標章の著名性及びそれにより得られる顧客誘引力を不当に利用して利得するものであり、原告の企業努力の成果を実質的に減殺するものであるから、需要者の原告商品又は原告標章に対する信用や価値が毀損され、原告は無形の損害を被ったものと認められる。この損害は、その性質上、一義的にその金額が算出され得るものではないが、原告の事業規模や事業内容、宣伝広告の態様やそれに費やした費用、日本における営業活動の内容、原告標章を維持するための原告の努力のほか、被告各商品の販売期間や得た利益額、その結果認められた原告の逸失利益額等を総合考慮すると、原告が被った信用毀損等の無形損害の額は、50万円と認めるのが相当である。

(3) 弁護士費用について

本件事案の内容、本件訴訟の経緯、認容額等を考慮すると、弁護士費用としては、15万円を認めるのが相当である。

(4) 小活

以上によれば、原告が受けた損害額は、上記(1)ないし(3)の合計額である173万1490円と認められる。

したがって、原告の不正競争防止法5条に基づく損害賠償請求は、173万1490円及びこれに対する平成29年3月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないこととなる（なお、不正競争防止法5条に基づく損害賠償請求と選択的に請求された原告各商標権の侵害を理由とする民法709条に基づく損害賠償請求については、上記認定判断と同一の損害の賠償を求める趣旨の請求と解されるから、同請求について判断したとしても、上記認定に係る損害額及び遅延損害金を超えるものではない。）。

4 結論

以上によれば、原告の請求は、主文の限度で理由があるのでその限度で認容し、その余は、理由がないので棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 評】

1. 本件は、世界的に著名で平均的日本人ならば誰もが知っている「LV図形」を含

む凶形標章の侵害をする被告個人に対し、原告が①商標法25条及び37条1号に基づき商標権侵害をまず主張するとともに、②不競法2条1項1号・2号の不正競争行為に該当すると主張し、被告に対し民法709条又は不競法4条に基づき、選択的に、損害賠償として108万1490円を商標法38条2項又は不競法5条1項に基づいて、及び同額を信用毀損等による無形損害額とし、加えて21万6298円の弁護士費用とともに合計237万9278円の支払いを求めた事案である。

この損害賠償請求に対して裁判所は、173万1490円の支払いを被告に命じたのであった。

本件においては、争点が3つあり、(1)被告行為は商標権侵害に当たるか、(2)被告行為は不正競争に該当するか、(3)原告の損害額の3点であった。

2. さて、まず原告が保護を求めた本件登録商標を構成する標章とは、①アルファベット大文字の「L」と「V」とを組み合わせたモノグラムとして表現した記号（「原告記号a」）であり、この記号を囲むように「原告記号b」「原告記号c」「原告記号d」の3種類の記号が配置された態様から成る標章体である。そして、原告は、創業当初から偽造品対策に取り組み、商品の品質とブランドイメージを管理する目的から、他社には商品の卸売販売をせず、日本国においては、並行輸入業者を除き、子会社のみが原告商品を販売しているし、警察の捜査への協力、税関当局との連絡等を常に行っているのである。

これに対し、被告各商品の取引態様はといえば、「JUNKMANIA ジャンクマニア」のショップ名やウェブサイトにおいて、他の商品とともに一般消費者に卸売されていたところ、被告商品1, 同2, 同3, 同4, 同5の説明には、いずれも「LOUIS VUITTON」の表示があり、価格も比較的安価な記載になっていたのである。

3. ところが、裁判所は争点1については直接判断せず、「事案に鑑み」として、争点2について判断したのである。なぜ事案に鑑みとなったのか筆者には不明であるが、不競法違反による事案認定と評価の方が、商標権侵害について考えるよりも容易であると解したのでだろうか。

(1) そこで裁判所は、まず争点2-1について、原告標章はTVCMに多額の広告宣伝費を支出して放送していたから、被告各商品が販売等された平成25年3月の時点では、原告標章は著名であったことは明らかである、と認定したのである。

(2) 次に、争点2-2について、被告は、被告各標章を商品等表示として使用した商品を販売等するに際し、原告標章の一部を使用したことについて、「それは飽くまでデザインとしての使用であり」、商品等表示として使用して商品を販売等していないと主張したが、この主張が、裁判所をして、争点2についてまず判断することとした要因かも知れない。

そこで、裁判所は、まず不競法2条1項2号の趣旨について、「著名な商品等表示について、その顧客吸引力を利用するただ乗りを防止するとともに、その出所表示機能及び品質表示機能が稀釈化によって害されることを防止するところにあると解されるから、同号の不正競争行為というためには、単に他人の著名な商品等表示と同一

又は類似の表示を商品に付しているというだけでは足りず、それが商品の出所を表示し、自他商品を識別する機能を果たす態様で用いられていることを要するというべきである」と説示したのである。

しかる後に、裁判所は、本件については、「原告標章は、1896年から現在まで原告商品に使用されて世界的に広く知られる標章であり、原告商品にのみ付され、大規模かつ継続的な宣伝広告により、著名性を有するものであることからすれば、高い出所識別機能を有する商品等表示として使用されているのである。そして、その使用態様は、商品に応じて原告モノグラム表示の一部を切り取って商品に付されて使用されるという特徴を有しており、必ずしも「LOUIS VUITTON」との文字商標を必要とはしていない。」とまで説示しているのである。

すると、「被告標章1ないし7は、原告標章を構成する原告記号aないしdと同一の記号により構成され、その配置も原告標章と同一なもの的一部分であり、被告標章8は、被告記号eや被告記号aないしdをカラーにした点は異なるが、それらの記号が原告標章と同一の配置とされたもの的一部分であり、被告各商品に応じて被告各標章の一部を切り取って商品に付されて使用されている。」そうすると、「被告各標章は出所識別機能を有する態様で用いられているものと認められ、デザインとしての使用であり、商品等表示としての使用でない旨の被告の主張は採用できない。」と認定したのであるが、妥当な判断であると思う。

ただ被告の商品目録に表示されている1, 2, 5の帽子のつば部、3, 4の靴の履き部、6のTシャツの胸部を見る限り、「原告標章目録」に示された全態様が表示されているものではないから、原告にあつては、その標章の中心部にある「L」「V」のイニシャルを一体とした標章を登録しておくべきであろう。

(3) そこで、裁判所は、原告標章と被告標章とを「数種類の記号の集合体」と名付けているが、いずれの集合体も、その「LV」を囲む各種図形の同一性を見ると、全体の図形体乃至模様体は類似であると判断して間違いのないのである。

そうすると、需要者は両商品を混同することは当然であるが、それ以上に本件の場合にあつては、不競法の適用規定は法2条31項1号ではなく、同条項2号に対する著名な「標章とそれを有する著名な事業主との関係を考慮すれば、取引の具体的な実情からして被告が主張している事情については、標章の類似の判断に影響を与えるものではなく、失当であると認定した裁判所の判断は妥当である。これについて裁判所は、被告の行為には「少なくとも過失があった」と認定したが、それは被告の立場へのかなりの思いやりのように見えるのだが。

4. 最後に争点3の原告が蒙った損害額について、裁判所の算定額を見てみよう。

裁判所はこの問題について、(1)不競法5条2項の適用によって算定された損害額、(2)無形損害の額、(3)弁護士費用の3つについてそれぞれ算定し、原告の請求は「主文」の限度で理由があるから、その限度で認容し、その余は理由がないとして棄却したのである。

(1) 原告は、不競法5条2項を適用し、被告が被告各商品の販売によって得た利益額は108万1490円であるから、原告はその金額の損害を受けたと推定されると主張したのに対し、被告は反対したので、裁判所は検討したが、その際、最高裁判例を

引用している。その結果、裁判所は、被告各商品も一般消費者に対してネットのウェブサイトにおいて販売されていることと被告各商品の価格は、原告商品よりは安価であるものの相応に高価格であり、需要者層には一定の重なり合いがあると推認されることに照らすと、原告には被告による侵害行為がなかったならば、利益を得られたであろうという事情が認められるから、法5条2項の適用によって原告が受けた損害額は上記金額と同額であると推定され、それを覆すに足りる主張立証はないと認定したのである。つまり、被告にはこの推定を覆すだけの反証はできなかったのである。

(2) 加えて、原告は、需要者による原告又は原告標章に対する信用や価値が毀損されて無形の損害を受け、その損害額は前記(1)の損害額を下らないと主張したことに対し、裁判所は、原告が長年の企業努力によって獲得した原告標章の著名性とそれによって得られる顧客吸引力を不当に利用して利得し、原告の企業努力の成果を実質的に減益するものであるから、需要者の原告商品や原告標章に対する信用や価値が毀損され、原告は無形の損害を被ったものと認められる、と認定したのである。そして、その結果認められる原告の逸失利益額等を総合的に考慮して、原告が蒙った信用毀損等の無形損害額は50万円と認めるのが相当としたのである。

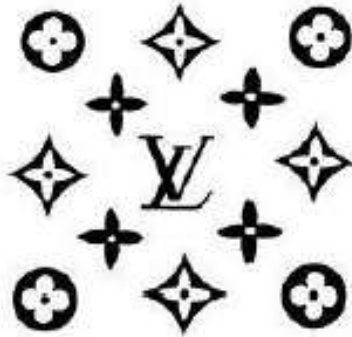
(3) これに加えて、弁護士費用として15万円と認定したのである。

(4) その結果、原告が受けた損害額は(1)(2)(3)の合計額173万1490円となったのである。妥当というべきであろうか。

[牛木 理一]

(別紙)

〔原告標章目録〕



(別紙)

〔原告商標権目録 1〕

登録番号：商標登録第 1 5 4 6 2 5 4 号

出願日：昭和 5 2 年 5 月 2 0 日

登録日：昭和 5 7 年 1 0 月 2 7 日

更新登録日：平成 6 年 3 月 3 0 日

平成 1 4 年 1 1 月 5 日

平成 2 4 年 5 月 1 5 日

登録商標：別紙原告標章目録記載のとおり

指定商品の書換登録申請日：平成 1 4 年 1 0 月 2 5 日

指定商品の書換登録日：平成 1 5 年 4 月 2 日

書換登録前の商品の区分：第 2 2 類

書換登録前の指定商品：かさ，その他本類に属する商品

書換登録後の商品及び役務の区分：第 1 8 類

書換登録後の指定商品：傘，ステッキ，つえ，つえ金具，つえの柄

書換登録後の商品及び役務の区分：第 2 5 類

書換登録後の指定商品：靴類（「靴合わせくぎ・靴くぎ・靴の引き手・靴びょう・靴保護金具」を除く。），靴合わせくぎ，靴くぎ，靴の引き手，靴びょう，靴保護金具，げた，草履類

(別紙)

〔原告商標権目録2〕

登録番号：商標登録第1569597号

出願日：昭和51年11月9日

登録日：昭和58年2月25日

更新登録日：平成6年4月27日

平成15年3月4日

平成25年1月22日

登録商標：別紙原告標章目録記載のとおり

指定商品の書換登録申請日：平成15年2月25日

指定商品の書換登録日：平成16年2月12日

書換登録前の商品の区分：第17類

書換登録前の指定商品：被服，布製身回り品，寝具類

書換登録後の商品及び役務の区分：第24類

書換登録後の指定商品：ベッド用リネン製品，掛け布団，キルト布を用いたまくらカバー，キルト布を用いた布団カバー，毛布，浴用リネン製品（衣服を除く。），ハンカチその他の布製身の回り品

書換登録後の商品及び役務の区分：第25類

書換登録後の指定商品：洋服，コート，セーター類，ワイシャツ類，寝巻き類，下着，水泳着，水泳帽，和服，エプロン，えり巻き，靴下，ゲートル，毛布製ストール，ショール，スカーフ，足袋，足袋カバー，手袋，布製幼児用おしめ，ネクタイ，ネッカチーフ，バンダナ，保温用サポーター，マフラー，耳覆い，ずきん，すげがさ，ナイトキャップ，ヘルメット，帽子

(別紙)

〔被告商品目録〕

1 帽子

商品名 LOUIS VUITTON REMAKE DENIM CAP/
BLUE



2 帽子

商品名 LOUIS VUITTON REMAKE DENIM CAP/
BLACK



3 靴

商品名 VANS ERA LOUIS VUITTON CUSTOM
BLACK/WHITE



4 靴

商品名 VANS ERA LOUIS VUITTON CUSTOM
BLACK/BLACK



5 帽子

商品名 LOUIS VUITTON MONOGRAM REMAKE
DENIM CAP



6 Tシャツ (白)

商品名 earlypraise LV Cell Phone L/STEE



7 Tシャツ (黒)

商品名 earlypraise LV Cell Phone L/STEE



8 帽子

商品名 LOUIS VUITTON MULTI (MURAKAMI TAKESHI)



(別紙)

〔被告各商品の販売数量等〕

商品	販売単価	仕入れ額	販売個数	売上計	仕入計	利益
被告商品 1	¥13,800	¥4,000	10	¥138,000	¥40,000	¥98,000
被告商品 2	¥13,800	¥2,833	15	¥207,000	¥42,500	¥164,500
被告商品 3	¥38,000	¥15,000	15	¥570,000	¥225,000	¥345,000
被告商品 4	¥38,000	¥15,000	13	¥494,000	¥195,000	¥299,000
被告商品 5	¥13,800	¥4,875	8	¥110,400	¥39,000	¥71,400
被告商品 6	¥7,800	¥4,680	9	¥70,200	¥42,120	¥28,080
被告商品 7	¥7,800	¥4,680	13	¥101,400	¥60,840	¥40,560
被告商品 8	¥14,490	¥7,500	5	¥72,450	¥37,500	¥34,950
合計			88	¥1,763,450	¥681,960	¥1,081,490